

公立大学法人青森公立大学常勤嘱託職員就業規則

平成22年3月31日

規程第4号

改正	平成22年	5月規程第	22号
	平成24年	4月規程第	20号
	平成25年	3月規程第	30号
	平成27年	6月規程第	24号
	平成29年	3月規程第	2号
	平成30年	3月規程第	6号
	令和2年	3月規程第	21号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第6号（以下「常勤嘱託職員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関する事項について定めるものとする。

(常勤嘱託職員の職種等)

第2条 常勤嘱託職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 就職専門員
- (2) 図書館専門員
- (3) 一般嘱託員

2 常勤嘱託職員の職務は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 就職専門員 学生の志望状況に即した企業の採用情報等の収集及び提供、就職に関する相談業務その他学生の就職活動の支援に関する職務
- (2) 図書館専門員 次に掲げる職務
 - イ 図書館利用者へのレファレンスサービスに関する事項
 - ロ 図書館資料の発注、受入れ、保存整理等に関する事項
 - ハ 他大学の紀要及び論集の受入れ、管理等に関する事項
 - ニ オンラインデータサービス検索に関する事項
 - ホ 図書館施設の利用指導及び検索指導に関する事項
 - ヘ その他図書館の業務に関し必要な事項
- (3) 一般嘱託員 前2号に掲げるもののほか、正職員就業規則の適用を受ける事務職員（以下単に「事務職員」という。）の職務に準ずるものとして理事長が定める職務

(常勤嘱託職員の採用)

第3条 就職専門員は、企業の採用活動に関して豊富な知識及び経験を有し、その職

務を行うため必要な能力を有する者の中から、選考により採用する。

2 図書館専門員は、司書の資格を有し、情報機器による検索技術に堪能である者の中から、選考により採用する。

3 一般嘱託員は、その職務を行うため必要な能力を有する者の中から、競争試験又は選考により採用する。

(雇用期間)

第4条 常勤嘱託職員の雇用期間は、3年以内とする。ただし、第11条に該当する場合は、雇用期間の途中であっても解雇することができる。

(服務)

第5条 常勤嘱託職員は、その職務を遂行するに当たっては、事務職員の指示に従わなければならない。

2 常勤嘱託職員は、その職の信用を傷付け、又は法人全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 常勤嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、常勤嘱託職員の服務に関しては、正職員就業規則第3章の規定を準用する。

(給与)

第6条 常勤嘱託職員の給料は月額とし、法人内の他の職員との均衡を考慮して理事長が定めるものとする。

2 常勤嘱託職員の通勤手当は、正職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

3 常勤嘱託職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

4 常勤嘱託職員に対し、青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年青森市条例第8号）第5条の規定に基づいて定められる青森市のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準に準じて、理事長が定めた額を期末手当として支給する。

5 前4項の給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び報酬一時金の支給方法及び支給日は、事務職員の例による。

6 退職金は支給しない。

(勤務時間等)

第7条 常勤嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分及び1日につき7時間45分とする。

2 常勤嘱託職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業の時刻 午前8時30分
 - (2) 終業の時刻 午後5時
 - (3) 休憩時間 正午から午後0時45分まで
- 3 法人は、業務上の必要がある場合には、前項の時刻を変更することがある。
(有給休暇)

第8条 常勤嘱託職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項の休暇については、公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成21年規程第37号。以下同項において「臨時職員就業規則」という。）の規定を準用する。この場合において、準用される臨時職員就業規則第7条第3項において「7時間」とあるのは「8時間」とする。

(執務状況の報告)

第9条 就職専門員は、理事長の定めるところにより、執務の状況について報告書を提出しなければならない。

(退職)

第10条 常勤嘱託職員が雇用期間の途中で退職する場合は、法人に退職願を提出し、その承認を受けなければならない。

(解雇)

第11条 法人は、常勤嘱託職員が正職員就業規則第62条第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、これを解雇することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、常勤嘱託職員の就業については、正職員就業規則（第6条、第8条から第11条まで、第18条から第24条まで、第25条第3項、第4章第5節、第5章、第55条から第60条まで、第64条並びに第7章を除く。）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(公立大学法人青森公立大学就職専門員就業規則及び公立大学法人青森公立大学図書館専門員就業規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 公立大学法人青森公立大学就職専門員就業規則（平成21年規程第39号）
 - (2) 公立大学法人青森公立大学図書館専門員就業規則（平成21年規程第40号）
- (経過措置)
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人青森公立大学臨時職員就業規則（平成21年規程第37号）又は前項の規定による廃止前の公

立大学法人青森公立大学就職専門員就業規則若しくは公立大学法人青森公立大学図書館専門員就業規則（以下これらを「前規則」という。）の規定に基づき法人に雇用されていた者が施行日以後引き続きこの規則の規定に基づく常勤嘱託職員として雇用される場合の当該常勤嘱託職員の年次有給休暇については、前規則の規定により施行日の前日において当該常勤嘱託職員が使用することができる年次有給休暇で前規則において準用する正職員就業規則第39条に規定する有効期間内にあることにより翌年度に繰り越すことができるものを、施行日以後の当該常勤嘱託職員の年次有給休暇の日数に加えるものとする。

- 4 施行日前に行った常勤嘱託職員の非違行為は、施行日以後に常勤嘱託職員として行ったものとみなし、当該行為に係る処分についてこの規則の規定を適用する。

附 則（平成22年規程第22号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成22年5月13日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公立大学法人青森公立大学常勤嘱託職員就業規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規程第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の公立大学法人青森公立大学常勤嘱託職員就業規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年規程第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において雇用している常勤嘱託職員の施行日以降の雇用の有無については、施行日以前の勤務成績を基に選考され、選考された場合は、次の雇用期間に分類する。
 - (1) 雇用期間は3年とする。
 - (2) 雇用期間は3年とする。ただし、1回の再契約が可能であり、雇用期間は通算で最大5年とすることができる。
 - (3) 雇用期間は3年とする。ただし、再契約が可能であり、再契約した場合の雇用期間は、1年ずつとする。また、当該契約期間の初日から通算して、6年到達し

た時に本人の申し出により無期雇用への転換ができる。

- 3 施行日の前日において、年齢が60歳に到達している常勤嘱託職員は、平成26年3月31日まで雇用することができる。

附 則（平成27年規程第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日までに改正前の公立大学法人青森公立大学常勤嘱託職員就業規則の規定によりなされた手続き等は、この規則の相当の規定によりなされたものとみなす。

附則（平成29年規程第2号）

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年規程第6号）

（施行期日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年規程第21号）

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。